

関連資料

用語解説

あ行

□ 家トレ

お家トレーニング。自宅で簡単にできる体操の教材を作成している。

□ 生き生き音楽校

歌ったり、楽器を演奏することで、心肺機能、口腔機能、嚥下機能、運動機能、認知機能の維持改善をすることを目的とした、古賀市が行う教室。

□ いきいきセンター「ゆい」

古賀市にある介護予防・生きがい活動支援拠点施設の一つであり、手芸、調理、パソコン等の趣味活動や世代間交流などを通じて、生きがいづくりや仲間づくりを支援する。実施するプログラムは市民サポーターが中心となって提案し、実施されている。(サンコスモ古賀横)

□ イクメン道場

父と子で楽しく遊びながら、コミュニケーションの仕方などを伝授する古賀市が行う講座。

□ 一次予防事業

全ての高齢者(第1号被保険者)及びその支援のための活動に関わる者を対象とした事業で、高齢者の生活機能の維持・向上、介護予防に関する普及・啓発、地域における自発的な活動に対する支援やボランティアなどの育成等を行うもの。

□ 医療保険者

医療保険事業を運営するために保険料を徴収したり、保険給付を行ったりする運営主体のこと。

□ 運動指導士

安全かつ効果的に運動を実施するための運動プログラムの作成および指導を行う人。

□ えんがわ

古賀市にある介護予防・生きがい活動支援拠点施設の一つであり、健康づくりや文化活動、子供たちとの交流活動などを通じて、生きがいづくりや仲間づくりを支援する。（古賀東小学校内）

□ 嚥下（えんげ）

食物を飲み下すこと。口腔内の食物塊を胃に送り込む運動。

□ NPO（特定非営利活動）

保健や医療活動のほか、福祉促進、社会教育の増進、環境保全、災害救助、国際協力など、不特定多数の人間に寄与する活動。

か行

□ 介護（予防）給付費

居宅サービス費や施設サービス費等の介護給付及び予防給付に要する金額の合計。全体の約50%を介護保険料、残りを国・県・市の公費で負担している。

□ 介護支援ボランティア

高齢者が地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的に、高齢者が古賀市内の介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に「ポイント」を付与し、たまった「ポイント」に応じて換金（介護保険料の負担軽減）できる事業。

□ 介護保険施設

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設のこと。

□ 介護予防

要介護（支援）状態になることをできる限り防ぐ、または、その進行を遅らせること。要介護（支援）状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないよう維持・改善を図ること。

□ 介護予防ケアマネジメント（介護予防給付ケアマネジメント）

個々の状態にあった介護予防の目標などの計画を立て、目標の達成を目指しサービスを利用していくための支援をすること。

□ 介護予防サービス

要介護状態になることをできるだけ防ぐとともに、要支援状態になっても状態の悪化を防ぐことに重点をおいたサービス。

□ 介護予防支援

居宅の要支援 1、2 の認定者が介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防サービス計画の作成や介護サービス事業者との調整を行って支援すること。

□ 介護予防・生活支援サービス

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを行う事業。「訪問型サービス」、「通所型サービス」、「その他の生活支援サービス」及び「介護予防ケアマネジメント」から構成される。

□ 介護予防・日常生活支援総合事業

地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施する事業。生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進等を基本に事業を実施する。

□ 介護療養型医療施設

介護保険の施設サービスの一つであり、急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの長期の療養を必要とする人が対象の施設。介護保険の施設サービス計画に基づく、医療・療養上の管理・看護・医学的管理下での介護や機能訓練などを受けることができる。

□ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険の施設サービスの一つであり、排泄や食事などで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が対象の施設。介護保険の施設サービス計画にもとづく、入浴・排泄・食事などの介助、日常生活上の介護や機能訓練、健康管理などのサービスを受けることができる。

□ 介護老人保健施設

介護保険の施設サービスの一つであり、病状が安定し、治療よりはリハビリや介護に重点を置いたケアが必要な人が対象の施設。介護保険の施設サービス計画に基づく、医療・看護・医学的管理下での介護や機能訓練・日常生活上の世話などを受けることができる。

□ 家族コツコツ（骨骨）健康づくり事業

骨密度測定器での測定や結果の見方などの説明を通して、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民（地域）の健康づくりの推進を行う古賀市が行う事業。

□ 基本チェックリスト

65歳以上の人を対象にこころとからだの元気度をチェックする25個の質問項目からなるチェックリストで、これをもとに生活機能の評価を行うもの。

□ 居宅介護支援

要介護 1～5 の認定者に対し、心身の状態や家庭の状況と希望に基づき、訪問看護・訪問介護・通所介護などの適切なサービスが、総合的に提供できるように居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、自立に向けて支援すること。介護がスムーズに行えるようにサービス実施機関等との連絡調整を行う。

□ ケアプラン

介護サービスや介護予防サービスの利用にあたって、サービス利用者の心身の状況や希望、家族等を含む生活環境などを考慮し、利用するサービスの種類や内容、頻度などを定める計画のこと。

□ ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護サービス提供の全過程において、常に適切なサービスが提供されるよう管理する人。要介護者や家族等からの相談に応じ、市町村やサービス事業者などとの連絡・調整を行う。

□ 健康づくり運動サポーター

市民が主体となった地域での健康づくりや生きがい活動を推進するための推進役となるサポーター。

□ 健康づくり推進員

地域等へ健康づくりを広めるための講師。食や栄養・地産地消の推進に取り組んでいる人。元看護師などが健康づくり推進員となる。

□ 健康づくりステップアップ講座

いつまでも健康で、生きがいをもって地域で生活できるようにするために、様々な角度から健康づくりを学ぶ、古賀市が行う講座。

□ 玄米ニギニギ体操

高齢者にも無理なく使えるように工夫された玄米のダンベルを使用した体操。

□ 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

□ 口腔

口の中の空所で、鼻腔や咽頭に連なる部分。舌や歯があり、消化管の入り口として食物の摂取・咀嚼（そしゃく）・消化を行う。

□ 高齢者外出促進事業

高齢者の引きこもりや孤立の予防、健康増進を目的に、古賀市内で開催するイベントや講演会等に高齢者が参加することで「ポイント」を付与し、たまった「ポイント」に応じて景品と交換できる事業。

□ 古賀市無料職業紹介所

古賀市民の就労を支援するための場所。（古賀市役所内）

□ 子育て応援サポーター

健康及び子育てに関する情報の提供、健康診査等の受診勧奨及び妊婦・乳幼児訪問、健康診査、健康相談及び子育て支援の場における身体測定、介助等の支援などを行うサポーター。

□ 骨粗しょう症

骨量の減少、骨の微細構造の劣化の2つの特徴がある全身性の骨の病気で、この2つの原因で骨の脆弱性が増し、骨折の危険性が増加した状態のこと。

□ 骨密度

骨の強度を表す指標のひとつ。

□ こども発達ルーム

発達に心配がある乳幼児とその保護者を対象に、相談や発達支援（個別・集団）を行う事業。（サンコスモ古賀内）

さ行

□ 指定管理者制度

地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度。公の施設の管理、運営に民間等のノウハウを導入することで、効率化を目指す。

□ 社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を営業者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

□ 社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格。社会福祉の専門的知識および技術をもって、身体上、精神上の障がいがあること、または環境上の理由により日常生活に支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言や指導、援助を行う者であり、医師や保健医療サービス提供者等との連絡、調整等の援助を行う専門職である。

□ しゃんしゃん

古賀市にある介護予防・生きがい活動支援拠点施設の一つであり、レクリエーションや多彩な趣味活動を通じ、心身機能の低下を防ぐとともに生きがいづくりや仲間づくりを支援する。(社会福祉センター千鳥苑内)

□ 住宅改修

介護の必要な人が住居での生活をしやすくするため、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行う場合に、20万円を限度とする改修工事に対し、費用の9割を介護保険で負担(償還払い)するサービス。

□ 主任ケアマネジャー

ケアマネジャーの業務に対し、十分な知識と経験を有し、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得した者。介護保険サービスや他の保健・医療サービスを提供する者との連絡調整、他のケアマネジャーに対する助言・指導などを行う。

□ 食育

健康な食生活を送るために食品選択や安全性、表示の仕組み、さらには農業との関係を学ぶこと。

□ 食生活改善推進会

住民の健康づくりを食の分野から推進し、活動している団体。

□ シルバー人材センター

高齢者の能力が生かされる様々な就労を促進し、社会参加、生きがいづくりができるよう支援するセンター。

□ スタンドアローン支援事業

古賀市隣保館「ひだまり館」で、古賀市内の中学生を対象に学習支援や社会体験学習支援を行う事業。子どもたちひとり一人の将来への「自己実現」に向けた支援を目的としている。

□ 生活習慣病

糖尿病・肥満・高脂血症・循環器疾患・大腸がん・高血圧症・アルコール性肝障害等、食

習慣・運動習慣・喫煙・飲酒等の生活習慣がその発症や進行に関与する疾患をいう。

□ ソーシャルキャピタル

社会・地域における人々の信頼関係や結びつき。

た行

□ 短期入所生活介護（ショートステイ）

要介護者が特別養護老人ホームなど福祉系の施設へ短い期間の入所（ショートステイ）をすることができる介護サービス。主に、日常生活の介護・機能訓練（レクリエーション）等を受けることができる。

□ 地域支援事業

高齢者が要支援・要介護状態となることを予防し、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とした事業。

□ 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援を、継続的かつ包括的に提供する仕組み。

□ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型サービスの一つ。定員 29 人以下の特別養護老人ホームで提供されるサービス。

□ 通所介護（デイサービス）

自立した日常生活を営めるようにデイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供・機能訓練等を日帰りで受ける介護保険サービス。

□ つどいの広場「でんでんむし」

乳幼児とその保護者がいつでも利用したい時に自由に利用でき、親子で一緒に遊ぶことのできる場所。（サンコスモ古賀内）

□ 特定健康診査

糖尿病、高血圧、脂質異常症などの生活習慣病の予防を目的として行われる健康診査。

□ 特定保健指導

特定健康診査でメタボリックシンドローム、あるいはその予備軍とされた人に対して行う保健指導のこと。

□ DV (domestic violence : ドメスティックバイオレンス)

家庭内における暴力行為。特に、配偶者や恋人など近しい関係にある異性への暴力。

な行

□ 二次予防事業

生活機能が低下し、介護が必要となるおそれの高いと認められる要介護（支援）認定者以外の高齢者を対象にした事業で、要介護状態等になることを予防し、生きがいのある生活を送ることができるよう支援するもの。二次予防事業の対象者の把握は、介護予防の観点から行われる基本チェックリストによるアンケート調査によって行われ、生活機能の低下が心配されると判断された人が対象となる。

□ 認知症

正常であった脳の働きが、後天的な（生まれてしばらくたってから起きた）さまざまな病気によって、持続的に低下した状態のこと。症状は、認知能力の低下・心の症状と行動の障がい・日常生活能力の低下・身体の障がいと大きく分けられる。これらの症状の出方は、現在の生活環境や過去の生活歴、性格等によって一人ひとり個人差があり、認知症の病状のレベルによっても異なる。

は行

□ ひかりマザーズルーム

地域全体で子育てを支援するため、子育て家庭等に対する育児不安などについての相談指導、子育てサークル等の支援を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業。

□ 病後時保育

保護者の仕事等の都合により、病気回復期の児童を家庭で育児ができない場合に、医師の現症連絡票（診断書）に基づき、その児童を一時的に保育所（おひさまルーム）で預かる事業。

□ ファミリーサポートセンター

古賀市内で、「子育ての手助けをしてほしい人」（おねがい会員）と「子育ての応援をした人」（まかせて会員）が、育児の相互援助活動を行う会員組織。

□ ふれあいセンター「りん」

古賀市にある介護予防・生きがい活動支援拠点施設の一つであり、木工・革細工等のものづくりや世代間交流、園芸福祉を通じて、生きがいづくりや仲間づくりを支援している。
(古賀グリーンパーク内)

□ ヘルス・ステーション

古賀市において、地域の人材と身近な公民館等の類似施設を有効に活用しながら、健康づくりに関する取り組みや啓発、地域のつながりづくりを行う場所。

□ 分館教養学級

古賀市内の自治会を基盤に、地域住民の親睦交流を図る活動を通して、人間関係を形成し、自治会活動を活発化させる分館活動の一部であり、さまざまなテーマの学習会を学級生自ら企画・運営する事業。

□ 訪問介護

ホームヘルパーや介護福祉士などが居宅を訪問して、食事・入浴・排泄の介助や調理、掃除、洗濯といった日常生活を手助けするサービス。

□ 保健師

保健師助産師看護師法に基づく国家資格。地域に生活する乳幼児から高齢者、健康な人や病気、障がいがある人の健康づくりや健康問題の解決のため、個別支援や地域全体に働きかける公衆衛生の専門職である。

□ ボランティア

個人が自発的に決意・選択するものであり、人間の持っている潜在能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動のこと。

ま行

□ まちづくり出前講座

古賀市が行っている仕事等についての講座。市民の要望に応じて希望の時間・場所に市役所の職員等が出向いて講座を行う。

や行

□ 要介護（支援）認定

介護（予防）サービスを受けようとする被保険者が要件を満たしているかどうかを確認するために行われる認定。保険者である市町村が、全国一律の客観的基準（要介護（支援）認定基準）に基づいて行う。要介護認定の手順は、被保険者からの申請を受けた市町村が被保険者に対し認定調査を行うと同時に、被保険者の主治医に意見書を求め、これらの調査結果等を介護認定審査会に通知し、要介護状態への該当、要介護状態区分等について審査・判定を求める。

□ 要保護児童対策地域協議会

古賀市の要保護児童の早期発見及びその適切な保護並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を図るための協議会。

ら行

□ 老人クラブ

地域の高齢者が互いに親睦を深め、様々な社会参加活動に加わることで、生きがいを促進することを目的とした団体。